

環境省国立研究開発法人審議会運営規則

平成 27 年 7 月 22 日
環境省国立研究開発法人審議会決定

環境省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 1918 号）第 8 条の規定に基づき、環境省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。

（会議の招集）

- 第 1 条 環境省国立研究開発法人審議会会長（以下、「会長」という。）は、環境省国立研究開発法人審議会（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。
- 2 会長は、事案の内容が軽微であるか、又はやむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないと判断する場合は、会議の開催に代えて事案の内容を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決とすることができます。

（会議の公開及び出席者）

- 第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができます。
- 3 代理出席は認めない。欠席した委員等については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

（会議録等）

- 第 3 条 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- 2 会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- 3 第 1 条第 2 項により議決を行った場合、事案の内容、委員等の意見又は賛

否の概要等を記載した議決録を作成するものとし、その調製に当たっては、前項に準じるものとする。

- 4 会議録及び議決録は、当該会議を構成する委員等に配布するものとする。
- 5 公開した会議の会議録及び資料並びに議決録は、公開するものとする。ただし、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開とすることができます。
- 6 非公開とした会議の会議録であっても、会議が認めたときは、公開するものとする。また、会議の会議録を非公開としたときは、当該会議の議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 7 会議録、資料、議決録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載又は環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

(議決権の特例)

第4条 委員等のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人の評価に係る審議について議決権を有しないものとする。

(その他)

第5条 上記に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。